

体のサークル活動、時代を担う創造的人材の育成のために、伊達市総合計画において各町に伊達町にある多目的に利用可能な「学習交流館」と同様の施設の新設はできないでしょうか。

また梁川工業団地周辺農作物等育成障害については、現在も市民の皆様から怒りと不安の声が寄せられています。調査結果についての説明会の開催及び市民の皆さんの不安を取り除くための方策、また安全安心のための生活環境の形成を今後どのようにしていくのか、明確な市当局の答弁を求めます。



A 生涯学習施設の整備等について

は、豊かな人間性の形成や次代を担うすぐれた人材育成を推進するのに必要性を感じています。目的ごとに建物をつくるのではなく、既設の公共施設の活用を促進し、場合によっては改修な



伊達学習交流館

どにより整備に努めて行きたいと考えています。

育成障害については、3月の議会全員協議会において調査結果を報告し、関係者の皆様に対する調査結果の説明会を開催することとしておりました。開催時期が大幅に遅延しましたが、7月初旬の開催に向けて県等の関係機関と準備を進めています。今後も農作物等の観察を継続し、市民の不安の一掃に努めていきます。

月額41万の臨時職採用、違反では？

高橋 一由 議員



Q 厳しい財政事情から、本年度は臨時職員賃金を大幅に削減したにもかかわらず、議会直後、月額41万もの高額臨時職員を採用した緊急性と、予算との関連、及びその際の市長の判断を問う。また、首長選やマニフェスト作成等で貢献された方と聞くが事実か。

この件は、地方自治法第22条の2項、「新たな予算を必要とする場合、その措置が講ぜられるまで規則の制定や改正をしてはならない」に反していないのか。その場合採用は無効となるが、当局の考えを伺います。



A これからの社会、市民協働参画が重要で、職員では一般市民の立場で考えるのが困難と考え、以前から卓越した知識、能力を高く買っている方に、手伝ってほしいと希望していたところ、3月に入って可能であるということとなりました。5・6月という話もありましたが、

「わかりやすい予算書」を至急作成しなければならぬこともあったので採用しました。選挙時に助言や支援をしていただいたことは事実です。月額41万は、部長と同様にしていたが、市の財政から我慢していただいています。給料は、これに見合う予算計上はしていませんが、一般管理費の賃金から執行しています。法律には抵触しておらず、長の執行権の範囲であると判断しています。

市政を知るよい機会です 議会を傍聴 しましょう

9月定例会は、9月4日開会の予定です。

詳しくは議会事務局へ
(☎575-1217)

こんなことがあっていいのか 「市民協働推進専門員」の 採用について

半澤 隆 議員



Q 市長は、3月定例会で、市民の信頼と期待にこたえるため、公平・公正で取り組むとの所信表明をしました。この言動について考える時、言行不一致もはなはだしいと思います。この問題は議会がもつ監視機能を問われる案件ではないでしょうか。そこで次の2項目について質問します。1点目は、市民協働推進専門員採用に当たっての経過はどうだったのか。2点目は、採用の規則は伊達市嘱託職員任用等管理規定に

待にこたえるため、公平・公正で取り組むとの所信表明をしました。この言動について考える時、言行不一致もはなはだしいと思います。この問題は議会がもつ監視機能を問われる案件ではないでしょうか。そこで次の2項目について質問します。1点目は、市民協働推進専門員採用に当たっての経過はどうだったのか。2点目は、採用の規則は伊達市嘱託職員任用等管理規定に

定められているが、この規則に抵触しているのではないかと思います。

A これからの社会は、行政が一方的にサービスするのではなく、市民参加型の社会が求められており、今回、市民協働推進室を設置しました。さまざまな問題解

今後の入札制度について

佐々木 彰 議員

Q 今社会問題として、入札制度の改革が叫ばれています。6ヶ月前の定例会においては、福島県における制度改革を参考にしながら、入札制度検証委員会を立ち上げ入札の改革を検討していくとお答えでした。委員会設立の進捗状況、その中では、指名競争入札の業者の選定方法、予定価格の設定についてどのように透明性を出しているのか。また今後、価格以外での業者選定のあり方、談合排除の方法、コスト削減と品質保持の調和など、どのように改革していくのかについて伺います。

決のために民間マインドを持ち、卓越した知識、技能を持つている方に手伝ってもらうことを希望していたところ、3月に入つて、手伝えると返答があり、採用手続きを行いました。伊達市嘱託職員任用等管理規定に基づき、担当部長が任用雇用しましたので、規則に抵触はしないと理解しています。

A 現在は指名競争入札の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名に関する要綱に基づき、工事等指名運営委員会を開催し、指名を決定していますので、透明性は確保されていると考えています。次に、予定価格の設定方法ですが、財務規則等の規定によって定められたルールに従い策定しています。工事の積算については、全国統一の土木工事等の標準設計基準書によって算出することになっており、低価格受注の場合の措置については、公共工事入札及び契約の適正化を

はかるための措置に関する指針に基づいて、重点的な監督、検査を行うなど、適正な施行による品質の確保に努めるよう適切に対応していきたいと考えています。

年金記録を活用することについて

佐々木英章 議員

Q 各旧町の年金記録は、手書きが3町で、旧5

いずれも公平・公正で透明性の高い競争の確保及び地産地消を考慮した入札制度改革に向けて、検証委員会を7月中に設置するために現在準備をしています。

町は磁気方式が全部残っているという報告でしたが、現存する記録を活用できるようにする必要があります。社会保険庁からの問い合わせに対応するという待ちの姿勢ではなく、市の責任として国民年金にかわり、現存する記録を活用できるようにして、市民の皆さんにいつでも提供できる体制をとるべきではないかと思っています。費用は、社会保険庁が負担するのは当たり前で、社会保険庁へ請求するくらいの動きをしてほしい。

A 市の責任で、現存する記録をきちんと活用できるようにして、市民の皆さんにいつでも提供できる体

伊達市議会のホームページを開設しています。

アドレス
<http://www.city.date.fukushima.jp/>

水防災対策 特定河川事業の 進捗状況は

小野 誠滋 議員

Q 我が国は国土の7割以上が山間丘陵地で占められており、急峻な地形であることから、水害の多い国であります。本市は阿武隈川からは多くの恵みを受けています。これまで幾多の水害がありました。これまでも、国・県の配慮により、対策が講じられてきました。

梁川町富野・五十沢地区の水防災対策特定河川事業は、ようやく本年度から工事が着手されています。この事業について、次の点を伺います。

本事業の概要と経過、進捗状況。また、本事業の完成年度はいつか。



水防災対策特定河川事業により工事が進められている舟生桂野地区(梁川)

仁志田昇司伊達市長に対する問責決議

伊達市が発足し、仁志田市長が就任して早くも1年5か月が過ぎようとしている。この間、議会軽視と言わざるを得ない幾多の問題が発生している。

まずは、当時の助役人事案件の内容が議会提出前に報道され、議会は追認せざるを得ない状況を余儀なくされたことである。これにより、議会の権限は損なわれた。

続いて、平成18年12月定例会の際、議会に一度も説明がなされなかった、保原学校給食センター建設に係わるコンサルタント料2,700万円が補正予算として示されていた。ところが、議会初日の朝、突然予備費に移され、その後議会に何の説明もないまま、今日に至っている。

更には、その後の議会の決議や要望等にも真摯に対応しないばかりか、未だ誠意ある回答が得られていないものもある。これらは、市長の議会軽視の証である。

こうした問題に加え、またしても本年3月定例会終了直後、他の臨時職員賃金とは、かけ離れた高額賃金で、嘱託職員の採用が行われた。これもまた議会には何らの説明もせず、合法であるとして公募もせず市長独断での不公平極まりない採用なのである。初仕事が全戸に配付された「わかりやすい予算書」の作成である。市長は一般質問において「職員ではできない」「彼のような人物が関わったほうが良いものになる」というような答弁をしている。しかし、この「予算書」の訂正文である正誤表が議会に先般配付となったが、その内容は、誰が見てもあきれるばかりのものである。市長はこの人事の「責任は私にある」と答弁している。従って発言のとおり責任を明確にすべきである。

しかも今年度は財政が厳しいことから、臨時職員を減少させ、サービス低下を招きかねない苦汁の選択を決めた矢先の出来事であり、市政に多大な禍根を残す結果となった大失態である。また、この人事に関する本会議場での答弁内容や態度は、議会軽視どころか市長としての責任と自覚が大きく欠落しているといしか言いようが無く、厳しく弾ぜられるべきである。

これら一連の行為は、議会軽視は言うに及ばず、市民をも愚弄するものであり、責任は極めて重大である。

- 1 議会軽視は住民不在の市政執行に直接繋がる重大な問題であること。
- 1 伊達市の振興発展には、職員の努力にゆだねることが大きいこと。

以上のようなことから、伊達市議会は、仁志田昇司市長に対し、猛省を促すとともに、市長としての責任を強く問うものである。

以上決議する。

平成19年6月29日

福島県伊達市議会

A 本事業の概要は、地の条件などから小堤や輪中堤・地上げなどの対策を講ずる国直轄事業です。事業箇所は、阿武隈川の下流で右岸舟生地区4km、左岸五十沢地区2・4kmの区間で、対象家屋は右岸12戸、左岸9戸です。これまで現地測量等の実施、関係者への説明などを重ね、地元の意見反映のため5回の懇談会が開催されてきました。その結果、平成18年度に輪中堤計画が示され、21戸が移転となりました。

進捗状況は、平成18年度に一部を用地買収し、桂野地区輪中堤工事も今年3月に契約、19年度への繰り越し工事となっております。今年度では、桂野地区の残る方と用地買収及び補償契約の締結も完了し、11月の完成に向けて進められています。

今後、国は早い時期に説明会を開催したい意向を示しています。

事業の完成予定年度は平成22年度と示されています。

議員の辞職

6月13日、金子恵美議員から議員辞職願が提出され、議会閉会中のため議長が受理し、同日付で許可しました。6月定例会の初日18日に議員辞職許可の報告をしました。

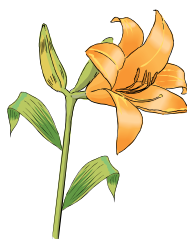
金子議員の辞職に伴い、生活産業常任委員会副委員長に熊田昭次議員が互選されました。

また、伊達地方消防組合議会議員に鈴木伊勢吉議員が指名推選により当選しました。

市長問責決議

6月29日の本会議最終日、議会運営委員9人の議員から「仁志田昇司伊達市長に対する問責決議」が提出されました。

採決では、採決前に反対を表明し退席した議員1人を除く議員全員が賛成し可決されました。



〈解説〉問責決議とは？

首長の不祥事や不適切な発言などに対して、不信任するほどでもないが、責任を問う必要があると議会が判断した場合に提出されるものです。

首長の政治責任を強く問うものであり、首長は議会に対して誠意ある対応を求められることとなります。

このほか政治的責任を追及するものとして、首長に辞職を求める辞職勧告決議や不信任決議というものがあります。